豊川市赤ちゃんの駅 登録施設 募集概要

１　事業の目的

外出中に気軽におむつ替え、授乳等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として広く公表して、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境を整備し、地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進する。

２　「赤ちゃんの駅」の登録要件

次の両方又は一方が提供できること。なお、いずれの場合も利用料は徴収しないこと。

⑴ おむつ替えの場の提供

ア　おむつ替え台、ベビーベッド等、おむつ替えをするための場所を提供する。

イ　使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

ウ　紙おむつなどのごみは利用者が持ち帰る。

エ　おむつ替えのみを目的として施設を訪れた者も利用できる。

⑵ 授乳の場の提供

ア　四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場所を提供する。

イ　使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

ウ　授乳のみを目的として施設を訪れた者も利用できる。

３　「赤ちゃんの駅」の表示方法

⑴ 登録施設は、表示用のステッカー、ポスターなどを目に付きやすい場所に掲示する。

⑵ ステッカー、ポスターなどの掲示及び管理は、施設管理者が行う。

⑶ ステッカー、ポスターなどについては、豊川市役所子ども課が用意する。

４　「赤ちゃんの駅」登録までの流れ

「赤ちゃんの駅登録届出書」を豊川市役所子ども課に提出　→　必要に応じて市職員が現地確認　→　「赤ちゃんの駅登録通知書」とともにステッカー、ポスターなどを配付　→　市ホームページ等で施設紹介（１０月１日開始予定）

５　留意事項

⑴ この事業は、各施設の既存の設備の中で「赤ちゃんの駅」に該当するものについて市民に情報提供するものであり、新たに市で専用設備を整備・配置するものではありません。各施設において専用設備を整備・配置する場合、豊川市役所子ども課からの補助等はありませんので、あらかじめご了承ください。

⑵ 登録の有効期間は、登録年度の年度末までで、特に申出が無ければ自動更新します。

６　問合せ及び届出書提出先

〒442-8601　豊川市諏訪１丁目１番地
豊川市役所 健康福祉部 子ども課 子ども育成係（原田・谷地）
電話 89-2133　FAX 89-2137
E-mail kodomo@city.toyokawa.lg.jp

ステッカー・ポスターのイメージ図　→